

定 款

社 会 福 祉 法 人
三 美 厚 生 団

認可年月日：令和 5 年 4 月 2 6 日
認可番号：徳島県指令障第 4 0 1 9 号

社会福祉法人 三美厚生団 定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

- (イ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ロ) 一時預かり事業の経営
- (ハ) 老人デイサービス事業の経営
- (ニ) 老人短期入所事業の経営
- (ホ) 老人介護支援センターの経営
- (ヘ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ト) 障害児相談支援事業の経営
- (チ) 一般相談支援事業の経営
- (リ) 特定相談支援事業の経営
- (ヌ) 障害児通所支援事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人三美厚生団という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を徳島県美馬市脇町字拝原2853番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選とする。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、3名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 社会福祉法第44条を第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、

各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給する事ができる。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選とする。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、徳島県知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、徳島県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認が必要でない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第40条 この法人が保有する株式(出資) について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第7章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

- 第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、徳島県知事の認可(社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を徳島県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第44条 この法人の公告は、社会福祉法人三美厚生団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

- 第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	山	下	与	一
理 事	脇	坂	清	司
〃	森		義	勝
〃	山	口	憲	志
〃	山	下	清	子
〃	小	西	勝	也
〃	三	村	千間	太
〃	竹	田	幸	雄
監 事	山	下	正	一
〃	小	西	道	子

- 2 この定款は、平成29年4月1日から施行する。
- この定款は、令和 4年4月1日から一部改正施行する。
- この定款は、令和 5年4月1日から一部改正施行する。
- この定款は、令和 8年4月1日から一部改正施行する。

別表（第32条第2項）

基本財産

1. 土地 20,571.02 m²

- (1) 徳島県美馬市脇町字拝原2853番地1所在の・・・・・・・・・・2,061.28 m²
(かしがおか敷地)
- (2) 徳島県美馬市脇町字拝原2847番地2所在の・・・・・・・・・・803.00 m²
(かしがおか敷地)
- (3) 徳島県三好市井川町片山222番地2所在の・・・・・・・・・・3,619.55 m²
(みのだ苑、認知症老人専用棟、みのだ在宅介護支援センター)
- (4) 徳島県三好市井川町片山5所在の・・・・・・・・・・1,002.00 m²
(みのだ苑敷地)
- (5) 徳島県三好市井川町片山222番地7所在の・・・・・・・・・・69.00 m²
(みのだ苑敷地)
- (6) 徳島県三好市井川町大佐古10番地1所在の・・・・・・・・・・594.99 m²
(みのだ苑敷地)
- (7) 徳島県三好市井川町大佐古20番地6所在の・・・・・・・・・・1,613.10 m²
(みのだ苑敷地)
- (8) 徳島県三好市井川町大佐古20番地1所在の・・・・・・・・・・1,973.14 m²
(みのだデイサービスセンター敷地)
- (9) 徳島県阿波市阿波町大次郎34番1所在の・・・・・・・・・・837.91 m²
(障害児通所支援事業所かしのみ敷地)
- (10) 徳島県阿波市阿波町大次郎35番1所在の・・・・・・・・・・1,706.00 m²
(多機能型事業所敷地)
- (11) 徳島県阿波市阿波町大次郎36番1所在の・・・・・・・・・・206.00 m²
(多機能型事業所敷地)

- (12) 徳島県美馬市脇町字拝原 2 8 5 3 番地 2 所在の 1,950.00 m²
(かしがおか駐車場)
- (13) 徳島県美馬市脇町字拝原 2 8 4 3 番地 3 所在の 219.00 m²
(かしがおか就労用耕作地)
- (14) 徳島県阿波市阿波町大道北 4 4 番地 1 所在の 594.00 m²
(かしがおかグループホーム敷地)
- (15) 徳島県阿波市阿波町大道北 4 4 番地 2 所在の 897.00 m²
(かしがおかグループホーム敷地)
- (16) 徳島県阿波市阿波町大道北 4 4 番地 3 所在の 27.00 m²
(かしがおかグループホーム敷地)
- (17) 徳島県阿波市阿波町大道北 1 0 6 番地 所在の 681.00 m²
(かしがおかグループホーム敷地)
- (18) 徳島県阿波市阿波町大道北 1 0 7 番地 所在の 227.00 m²
(かしがおかグループホーム敷地)
- (19) 徳島県阿波市阿波町大道北 1 1 1 番地 1 所在の 479.00 m²
(かしがおかグループホーム敷地)
- (20) 徳島県阿波市阿波町大道北 1 1 2 番地 所在の 373.00 m²
(かしがおかグループホーム敷地)
- (21) 徳島県阿波市阿波町大次郎 2 6 番 5 所在の 634.00 m²
(多機能型事業所駐車場)
- (22) 徳島県阿波市阿波町大次郎 2 9 番 1 3 所在の 4.05 m²
(多機能型事業所駐車場)

2. 建 物 11,362.27 m²

- (1) かしがおか建物 3,399.13 m²

徳島県美馬市脇町字拝原 2 8 5 3 番地 1、2 8 5 3 番地 3、2 8 5 3 番地 7

2 8 5 3 番地 6 所在の

(イ) 鉄筋コンクリート造鋼板葺 3 階建・養護所 (居住棟・管理棟)

(1 階 1,230.16 m²、2 階 1,006.07 m²、3 階 34.57 m²) 2,270.80 m²

(ロ) コンクリートブロック造陸屋根平家建・更衣室 (更衣室) 12.00 m²

(ハ) 鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2 階建倉庫・倉庫 (倉庫) 80.00 m²

徳島県美馬市脇町字拝原 2 8 5 3 番地 1 所在の

(ニ) 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建・作業場 (作業場)

(1 階 175.32 m²、2 階 175.32 m²) 350.64 m²

徳島県美馬市脇町字拝原 2 8 5 3 番地 7 所在の

(ホ) 鉄筋コンクリート造スレート葺平家建・食堂・厨房 (食堂・厨房) . . 325.37 m²

(ヘ) コンクリートブロック造スレート葺平家建 (物置) 10.83 m²

徳島県美馬市脇町字拝原 2 8 4 7 番地 2 所在の

(ト) 鉄骨造鋼板葺平家建・作業所 (作業所) 270.00 m²

(チ) 鉄骨造鋼板葺平家建・作業所・倉庫 (作業所・倉庫) 79.49 m²

(2) 旧みのだ苑及び支援センター 383.99 m²

徳島県三好市井川町片山 2 2 2 番地 2 所在の

(イ) 鉄骨造ルーフィング葺平家建・養護室 (旧認知症専用棟) 299.99 m²

(ロ) 鉄骨スレート葺平家建・養護室 (支援センター) 84.00 m²

(3) 改築みのだ苑建物 3,445.34 m²

徳島県三好市井川町片山 2 2 2 番地 2、2 2 2 番地 5、2 2 2 番地 2 先

大佐古 2 0 番地 6、大佐古 1 0 番地 1、大佐古 2 0 番地 6 先所在の

(イ) 鉄筋コンクリート造陸屋根・スレート葺 3 階建・養護所 (みのだ苑)

(1 階 580.86 m²、2 階 1,013.61 m²、3 階 1,850.87 m²) 3,445.34 m²

(4) みのだデイサービスセンター建物 559.89 m²

徳島県三好市井川町大佐古 2 0 番地 1 所在の

(イ) 鉄筋コンクリート・鉄骨造スレート葺平家建・療養所（デイサービス） 559.89 m²

(5) みのだ保育園建物 1,763.58 m²

徳島県三好郡東みよし町 2 0 番 1 0 所在の

(イ) 木造平家建・こども園（園舎）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,743.71 m²

(ロ) 木造平家建・倉庫（物置）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19.87 m²

(6) かしのみ建物 249.54 m²

徳島県阿波市阿波町大次郎 3 4 番地 1 所在の

(イ) 木・鉄骨造・瓦・鋼板葺・2階建・居宅・店舗

(障害児通所支援事業所かしのみ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 249.54 m²

(7) かしがおか多機能型事業所建物 730.68 m²

徳島県阿波市阿波町大次郎 3 4 番地 1 所在の

(イ) 木造スレート葺平家建・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 730.68 m²

(8) かしがおかグループホーム建物 830.12 m²

徳島県阿波市阿波町大道北 1 0 6 番地、1 0 7 番地、1 1 2 番地所在の

(イ) 木造合金メッキ鋼板葺平家建・1号館・・・・・・・・・・・・・・・・ 415.06 m²

徳島県阿波市阿波町大道北 4 4 番地 2 所在の

(ロ) 木造合金メッキ鋼板葺平家建・2号館・・・・・・・・・・・・・・・・ 415.06 m²

社会福祉法人三美厚生団 役員等報酬規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人三美厚生団(以下「この法人」という。)定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉その他関係法令の定めるところにより、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本法人内の事業所を主たる勤務場所とする者で、理事会で常勤者と決議した者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用及び出張旅費とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及び手数料等の経費をいう。報酬等及び出張旅費とは明確に区分されるものとする。
- (6) 出張旅費とは、法人の業務のため出張する場合に支払われる費用をいう。報酬等及び費用とは明確に区別されるものとする。

（報酬）

第3条 三美厚生団は、定款の定めるところにより、役員等に対して職務執行の対価として別表の通り報酬を支給することができる。

2 法人内事業所において給与を受け取っている常勤役員に対しては報酬は支給せず、法人の業務のために要した費用、出張旅費のみを支給する。

（報酬の支給）

第4条 報酬、費用、出張旅費は都度現金にて支給する。

(費用)

第5条 三美厚生団は、役員等が理事長の命を受けてその業務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。
2. この規程は、令和5年4月1日より、一部改正施行する。
3. この規程は、令和7年6月12日より、一部改正施行する。

別表（役員等報酬額一覧）

＜報酬額＞

（常勤）	報 酬 額	
理事長	支給しない	
理 事	支給しない	
	業務報酬	出席報酬
理事長	支給しない	支給しない
理 事	支給しない	支給しない
（非常勤）	報 酬 額	
理事長	支給しない	
理事・監事	支給しない	
評議員	支給しない	
	業務報酬	出席報酬
理事長	日額１０，０００円	日額５，０００円
理事・監事	日額１０，０００円	日額５，０００円
評議員	日額１０，０００円	日額５，０００円